

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和3年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 266,534 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,911,993 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名		経費	一般財源	
			千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円
社会福祉	障害者福祉事業	831,069	211,861	35,736
	高齢者福祉事業	167,724	120,276	20,288
	児童・母子福祉事業	713,873	294,888	49,741
	その他事業	36,071	32,028	5,402
	小計	1,748,737	659,053	111,167
社会保険	介護保険事業	364,079	327,469	55,236
	国民健康保険事業	207,831	102,425	17,277
	小計	571,910	429,894	72,513
保健衛生	医療対策事業	494,419	400,345	67,528
	疾病予防対策事業	79,458	78,267	13,202
	健康増進対策事業	17,469	12,591	2,124
	小計	591,346	491,203	82,854
合計		2,911,993	1,580,150	266,534

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。